

## 「令和7・8年度大分県地震津波被害想定調査委託業務」に係る募集要項

本業務は、平成31年3月に取りまとめた「大分県地震被害想定調査報告書」及び平成25年1月に取りまとめた「大分県津波浸水予測調査報告書」について、その後の国の検討状況、最新の科学的知見、令和6年能登半島地震等の近年の災害から得られた教訓、さらには人口構造の変化といった社会情勢の変化を踏まえて見直しを行い、大分県において想定すべき海溝型地震及び活断層型地震の地震動、津波（浸水域を含む）を予測し、それに起因する各種被害を定量的・定性的に想定する企画提案を募集するものです。

### 1 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和7・8年度大分県地震津波被害想定調査委託業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで
- (3) 業務概要 「令和7・8年度大分県地震津波被害想定調査委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。
- (4) 限度額 69,630,000円（消費税10%を含む）

### 2 主なスケジュール

募集の公告	令和7年9月 1日（月）
質問書提出期間	令和7年9月 8日（月）17時00分
提案競技参加申込・参加資格審査書類期限	令和7年9月16日（火）17時00分
提案書等提出期限	令和7年9月22日（月）17時00分
審査会	令和7年9月25日（木）（予定）
審査結果の通知	令和6年9月26日（金）（予定）

### 3 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件にすべて該当する者とする。

- (1) 提案仕様書の内容を熟知し、十分に理解した上で、県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であり、過去に同種又は類似の業務を実施した実績があること。また、配置予定技術者が一定の資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 本提案競技に参加できること。
- (6) 次の各項目に該当すること。
  - ① 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
  - ② 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
  - ③ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (キ) 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

#### 4 提出書類

提案競技参加申込・参加資格審査書類は様式1、2を期日までに提出して下さい。様式3、4は該当する者のみ提出して下さい。

上記申込をした者は、様式5から11、見積書を期日までに提出して下さい。

- ①参加申込書（様式1）
- ②参加資格確認申請書兼誓約書（様式2）
- ③辞退届（様式3）
- ④質問書（様式4）
- ⑤企画提案書（様式5）
- ⑥提案者概要書（様式6）
- ⑦業務の実施方針（様式7）
- ⑧業務の実施フロー、工程計画書（様式8）
- ⑨過去に受注・実施した同種又は類似の業務実績（様式9）
- ⑩配置予定技術者に関する事項（様式10）
- ⑪国・都道府県からの業務表彰実績（様式11）
- ⑫見積書（様式任意。仕様書を踏まえた積算内訳を記載すること。）

#### 5 企画提案書の提出

4の提出書類については、次のとおり提出して下さい。

##### (1) 提出期限

提案競技参加申込・参加資格審査書類 令和7年9月16日（火）17時00分

提案書等提出期限 令和7年9月22日（月）17時00分

##### (2) 提出方法

Eメール、持参または郵送により、下記の提出先に提出して下さい。

※Eメールの場合、到着確認のため、送信後に電話連絡をすること。

※持参の場合、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。

※郵送の場合、必ず簡易書留により提出すること。

### (3) 提出先

大分県生活環境部防災局防災対策企画課  
〒870-8501 大分市大手町3-3-1  
Eメール a13581@pref.oita.lg.jp  
電話 097-506-3067

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（様式4）にて行うものとし、質問書はe-mailで提出し、件名は「(質問) 令和7・8年度大分県地震津波被害想定調査委託業務」とすること。  
なお、メールの受信確認を必ず電話にて行うこと。

### (2) 質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年9月8日(月)17時00分まで  
イ 提出先 「5 企画提案書の提出」と同様

### (3) 回答

令和7年9月12日(金)までに、質問者にe-mailで回答し、県ホームページにも掲載する。

## 7 企画提案書の審査及び結果の通知

### (1) 提案書の審査

「令和7・8年度大分県地震津波被害想定調査委託業務に係る提案競技審査会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

### (2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーション（説明時間：20分程度）を実施します。なお、応募者が多数となった場合は、①会社の財務状況、②過去の同種・類似事業の実績、③配置予定技術者の資格・経験を勘案し、プレゼンテーション対象者を5者程度選定します。

プレゼンテーション対象者には、実施日時及び場所（9月25日に県庁舎会議室で開催予定）を別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

### (3) 審査基準

審査基準は、概ね次のとおりです。

- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか。
- ・業務の目的や内容を十分理解しているか。
- ・業務遂行上の重要事項の指摘や業務成果の向上に向けた有益な提案があるか。
- ・国の最新の研究成果や議論の方向性、本県におけるこれまでの検討経過を踏まえているか。
- ・提案内容が具体的で実現可能なものであるか。
- ・実施フローや行程計画が妥当なものとなっているか。
- ・目的達成に向けた取組意欲があるか。
- ・見積金額は妥当なものであるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、速やかに提案者あて通知します。

8 業務委託契約の締結

県は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

なお、審査の結果をふまえて、提案内容及び金額の変更を求めることがある。

9 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

10 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案にかかる審査以外には使用しません。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。また、書式の記載誤り、判読できない又は要件を満たしていない場合は、評価対象外となります。

(4) 提案にかかる費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

③所在地、法人名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 提案競技参加申込及び提案書等書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに様式3を提出して下さい。

11 留意事項

(1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。

(2) 知事は、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、または、大分県職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことが出来る。

(3) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例・大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に

従うこと。

- 12 本企画提案競技に関する問い合わせ先  
大分県生活環境部防災局防災対策企画課 担当 佐藤（圭）  
〒870-8501 大分市大手町3-3-1 大分県庁舎本館6階  
Eメール a13581@pref.oita.lg.jp  
電話 097-506-3067